

『居宅介護支援契約書』及び『重要事項説明書』

目次

・ 契約書	1～4 ページ
・ 重要事項説明書	5～9 ページ

【契約書】

契約者_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者_____（以下「利用者」という。）が愛西市居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）を利用するにあたり、利用者が事業者から提供される居宅介護支援について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約満了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画の決定）

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条(居宅サービス計画作成後の便宜の供与)

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- (1) 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス利用計画の実施状況を把握します。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条(介護保険施設への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条(介護支援専門員の交替等)

事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

- 2 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
- 3 事業者は、担当介護支援専門員が退職する等正当な理由がある場合に限り、事前に利用者の了解を得て、担当介護支援専門員を変更できるものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第8条(サービス利用料金の支払い)

事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

- 2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

第9条(利用料金の変更)

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第3章 事業者の義務

第10条(事業者の記録作成・交付の義務)

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

- 2 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業所事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条(守秘義務等)

事業者、介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 損害賠償(事業者の義務違反)

第12条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づく、居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第5章 契約の終了

第13条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条(利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第 15 条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
 - (2) 事業者もしくは介護支援専門員が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 2 利用者から契約解除の意思が表示された場合、事業者は、利用者の本意に基づいて必要な措置をとります。

第 16 条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 居宅介護支援の実施に際し、利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は、重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 6 章 その他

第 17 条(苦情処理)

事業者は、その提供した居宅介護支援に関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 18 条(利用者自身によるサービスの選択と同意)

利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- (1) 居宅介護支援の提供開始に際し、予め利用者に対して複数の指定介護サービス事業者を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) 特定の事業所に不当に偏った情報提供することや、利用者の選択を求める事なく同一の事業主体のみによる居宅介護計画原案を提示する事はいたしません。

第 19 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は利用者と誠意をもって協議するものとします。

【重要事項説明書】

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定第 2375600232 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービスなどの提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービスを変更します。

○事業者

- | | |
|------------|-------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会 |
| (2)法人本部所在地 | 愛知県愛西市江西町宮西 38 番地 |
| (3)電話番号 | 0567-37-3313 |
| (4)代表者名 | 小林秋良 |
| (5)設立年月日 | 平成 17 年 4 月 1 日 |

○事業所の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1)事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2)事業の目的 | 事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護を提供する。 |
| (3)事業所の名称 | 愛西市居宅介護支援事業所
平成 14 年 4 月 1 日 愛知県指定 第 2375600232 号 |
| (4)事業所の所在地 | 愛知県愛西市江西町宮西 38 番地 |
| (5)電話番号 | 0567-37-3311 |
| (6)管理者 | 愛西市社会福祉協議会 落合輝彦 |
| (7)当事業所の運営方針 | 要介護者等の心身の特性を踏まえて、意思及び人格を尊重しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向にそうよう保険医療・福祉サービスの不当に偏ることのないように公正中立に行い、関係市町村、支援センター又他の支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 |
| (8)開設年月日 | 平成 17 年 4 月 1 日 |

○事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

愛西市、津島市、稲沢市、弥富市、蟹江町
あま市(旧美和町)

(2) 休業日・営業日及び営業時間

休業日	土・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日	
営業日・受付時間	月～金	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金	8時30分～17時15分

※ 緊急時の時間外対応電話番号 0567-37-3311

○職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

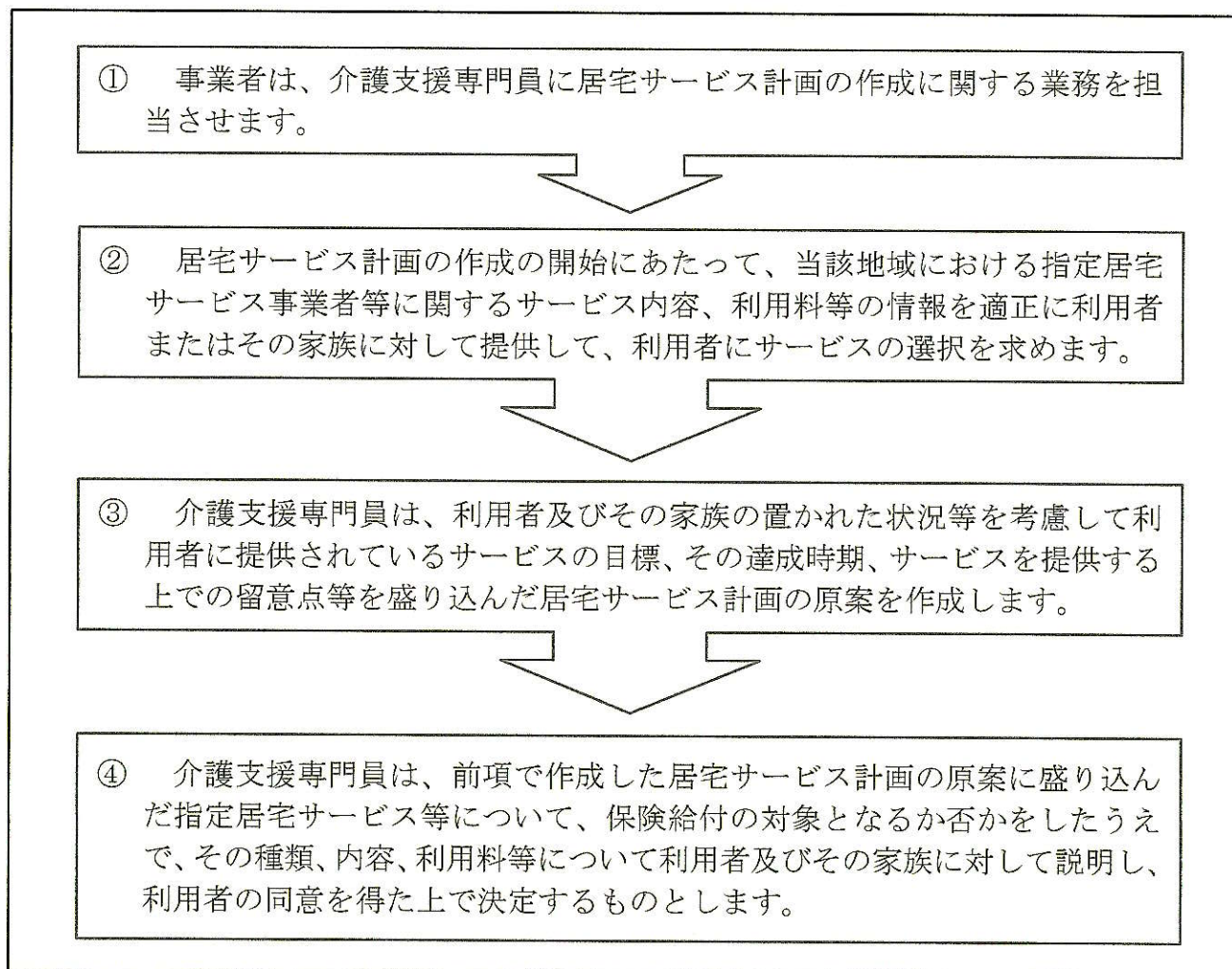
(主な職員の配置状況)※職員の配置について指定の基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤加算	指定基準	職務の内容
・管理者	1名				
・介護支援専門員	3名				

○当事業所の居宅サービス計画の各サービスの利用状況

別紙のとおりです。

＜居宅介護支援サービス計画の作成の流れ＞



○利用料金

(1) 要介護または、要支援認定を受けられた方は、利用料金(特定事業所加算、介護職員等処遇改善加算等各種加算を含む費用の全額【金額は国が定める料金表のとおり】)は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、1ヶ月につき要介護度及びご契約者の状況に応じてサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。その際サービス提供証明書を発行いたします。

※ 後日、当事業所からの「サービス提供証明書」を愛西市役所(お住まいの地区の支所)に提出しますと全額払い戻しをうけることができます。

(2) その他…要介護認定申請代行時にかかった費用、記録の謄写費用などをいただくことがあります。

○事故発生時の対応

利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講ずるとともに、本契約書記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

○苦情の受付

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口 社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会 担当 落合輝彦
電話 0567-37-3311 F A X 0567-37-3315
- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

愛西市社会福祉協議会 第三者委員会	伊藤正昭 愛西市江西町池端 137 番地 電話番号(0567)37-0880 山田雄司 愛西市西川端町広口 217 番地 電話番号(0567)37-0275
愛西市役所内 健康福祉部高齢福祉課	所在地 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地 電話番号 (0567)55-7116 F A X (0567)26-5515 受付時間 8:30～17:15
愛知県 国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話番号 (052)971-4165 F A X (052)962-8870 受付時間 9:00～17:00

※ この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号(平成 11 年 3 月 31 日)第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保持するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みします。また、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

○利用者(又は、署名代行者)

住所 愛知県愛西市

名前 ⑩

電話

署名代行の理由

契約者

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みします。また、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

○利用者の家族等

住所 愛知県愛西市

名前 ⑩ 続柄

電話

◎緊急時の連絡先 名前 電話

事業者

私は、居宅介護支援の事業者として、ご利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会
愛西市居宅介護支援事業所
愛知県知事指定 第 2375600232 号

住所 愛知県愛西市江西町宮西 38 番地

代表者 会 長 小 林 秋 良 ㊞

電話 0567-37-3313

F A X 0567-37-3318

担当介護支援専門員(ケアマネージャー)

私は、居宅介護サービス計画(ケアプラン)作成者として、この契約の内容が居宅介護サービス計画に従った内容であることを確認しました。また、指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

介護支援専門員(ケアマネージャー)

事業所名 愛西市居宅介護支援事業所

所在地 愛知県愛西市江西町宮西 38 番地

氏名 ㊞

【別表】介護保険法で国が定める料金表

2026 年 6 月 1 日 現在

(1) 居宅介護支援の内容、利用料について

居宅介護支援の内容	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整		
③ サービス実施状況把握、評価		
④ 利用者状況の把握		
⑤ 給付管理		
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助		
⑦ 相談業務		

当事業所の体制に応じて、国が定める基準に基づき、以下のいずれかの特定事業所加算および処遇改善加算を算定します。

区分・要介護度			基本単位	利用料
居宅介護支援費 (Ⅰ)	(ⅰ)介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 未満 又は 45 以上である場合においての、45 未満の部分	要介護 1・2	1,086	11,316 円
		要介護 3・4・5	1,411	14,702 円
	(ⅱ)介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 以上 である場合においての、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544	5,668 円
		要介護 3・4・5	704	7,335 円
	(ⅲ)介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 45 以上 である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	326	3,396 円
		要介護 3・4・5	422	4,397 円
居宅介護支援費 (Ⅱ)	(ⅰ)介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 50 未満 又は 50 以上である場合においての、50 未満の部分	要介護 1・2	1,086	11,316 円
		要介護 3・4・5	1,411	14,702 円
	(ⅱ)介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 50 以上 である場合においての、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527	5,491 円
		要介護 3・4・5	683	7,116 円
	(ⅲ)介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 50 以上 である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	316	3,292 円
		要介護 3・4・5	410	4,272 円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	算定回数等	基本単位	利用料
初回加算	1 月につき	300	3,126 円
特定事業所加算(Ⅰ)	1 月につき	519	5,407 円
特定事業所加算(Ⅱ)	1 月につき	421	4,386 円
特定事業所加算(Ⅲ)	1 月につき	323	3,365 円
特定事業所加算(A)	1 月につき	114	1,187 円

特定事業所医療介護連携加算	1 月につき	125	1,302 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院日に、必要な情報提供を行った場合(1 月につき)※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可	250	2,605 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、必要な情報提供を行った場合(1 月につき)※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可	200	2,084 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)	450	4,689 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)	600	6,252 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)	600	6,252 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた(内 1 回はカンファレンスによる)場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)	750	7,815 円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた(内 1 回はカンファレンスによる)場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)	900	9,378 円
通院時情報連携加算	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度	50	521 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 月につき(2 回を限度)	200	2,084 円
ターミナルケアマネジメント加算	1 月につき	400	4,168 円
介護職員等処遇改善加算	1 月につき処遇改善加算を除く、加減算後の総報酬単位数に 2.1% を乗じて算出。		

- ※ 上記の金額は国が定める算定基準に基づきます。端数処理の関係上、実際の請求 1 円単位でわずかに前後する場合があります。
- ※ 地域区分別の単価(6 級地 10.42 円)を含んでいます。
- ※ 事業所の人員体制等の変更、および今後の介護報酬改定(法改正等)に伴い、算定する加算の区分(Ⅰ～A)や国が定める単位数・単価が変更となる場合があります。しかし、いずれの区分や点数を算定する場合であっても、サービス費用全額が介護保険より給付されるため、ご利用者様の自己負担金(料金徴収)は一切発生いたしません(引き続き 0 円となります)。
- ※ 国が定める運営基準や人員基準を満たせなかった場合、または特定の事業者に紹介が集中した場合(特定事業所集中減算など)は、国の規定に基づき算定単位数が減算されます(その場合、国に請求する総費用は下がりますが、ご利用者様の自己負担金は 0 円のまま変わりありません)。
- ※ 今後の介護報酬改定(法改正等)に伴い、単価や点数が変更となる場合も自動的に変更されるものとします。